職工一同ハ本日ヨリ出勤作業ニ従事スル豫定ナリ

左記

一、工場側ハ今回ノ争議ニ付キ解雇者ヲ出サヽルコト

一、職工側ハ要求書撤回スルコト

一、工場側ハ争議日数五日間ノ賃金ヲ職工ニ手交即チ二日半ツヽ支給

一、職工側ハ今回ノ工場主ノ[illegible]争議[illegible]ハ今回[illegible]

[illegible]スルコト

一、職工側ハ今月[illegible]日ヨリ作業スルコト

右ノ通[illegible]報告

事務主任

勞秘第一、一四七號

昭和二年五月五日

警視總監 宮田光雄

寫

内務大臣 鈴木喜三郎殿

社會局長官 殿

石垣木工所勞働爭議ニ關スル件

（第一報）

一、爭議發生ノ場所並ニ工場名

芝区芝浦三丁目一、合名會社石垣木工所

二、發生月日

爭 2 937